医師又は歯科医師でない者の医療法人理事長選出に係る認可相当とする

資料4-1

基準の見直しについて

１．現状

医療法第46条の６第1項ただし書により、医師又は歯科医師でない者（以下「非医師」という。）を理事長に選出するためには、知事の認可が必要であり、厚生労働省医政局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日付け健政発第410号：以下「同通知」という。）に示された認可基準に基づいて行っている。

|  |
| --- |
| 【非医師の理事長の認可基準〔同通知（要旨）を抜粋〕】   1. （省略） 2. 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合 3. 次に掲げるいずれかに該当する医療法人    1. 特定医療法人又は社会医療法人    2. 地域医療支援病院を経営している医療法人    3. 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価により認定を受けた医療機関を経営している医療法人 4. 候補者の履歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合。この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ医療審議会の意見を聴くこと。 5. (3)及び(4)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また就任するおそれがないことを十分確認すること。 |

　【参考】

○上記認可基準(2)(3)に該当する場合は、大阪府知事（大阪市保健所長）は認可を行う。

（医療審議会医療法人部会へは報告）

○上記認可基準(4)のこれまでの考え方（認可相当とする基準）については、第19回医療法人部会（平成15年5月開催）において、承認されている。（別添の比較表を参照）

○上記認可基準(5)については、誓約書を提出させている。

２．上記認可基準(4)の案件に係る認可相当とする基準の見直し

(1)認可相当とする基準の見直し理由

医療法改正により、医療法人の透明性確保とガバナンス強化が図られたこと、また、医療法人の設立目的に介護医療院が追加されたことなどから、認可相当とする基準の見直しを行う。（新旧については、別添の比較表を参照）

　(2)認可相当とする基準（改正案）

別添（案）資料4-2のとおりとする。

３．上記認可基準(4)の案件に係る医療法人部会への諮問

医療法人から非医師理事長の選出認可に係る申請があった場合は、認可相当とする基準の各要件の合致状況にかかわらず、全て医療法人部会に諮る。

大阪府及び大阪市は、同部会の意見を尊重し、認可の可否を判断する。